

鹿教教第758号
令和2年3月31日
(教職員課扱い)

各県立学校長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について
(通知)

このことについて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の改正の趣旨を踏まえ、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鹿児島県条例第47号。以下単に「条例」という。）第7条の規定に基づき、県立学校の教育職員の業務量の適切な管理を行うこと等に関し必要な事項を定めるため、別添のとおり「鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則（令和2年鹿児島県教育委員会規則第5号。以下単に「規則」という。）」を制定し、令和2年4月1日から施行することとしました。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行について遺漏のないようお願いします。

なお、「教師の勤務時間の上限に関する指針」（平成31年3月策定）は令和2年3月31日限り廃止します。

記

1 規則の対象者

規則に掲げる措置は、条例第2条第2項に規定する教育職員のうち、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員を対象とするものであること。

なお、その他の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項に規定する協定（いわゆる「36協定」）における時間外労働の限度時間が適用されることであること。

2 業務を行う時間の上限

(1) 規則における「勤務時間」の考え方

教育職員が超勤4項目以外の業務を行う時間が長時間化している実態も踏まると、正規の勤務時間外にこうした業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握することが必要であること。

このため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」として管理する対象とすること。

具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるアの時間を加え、イ及びウの時間を除いた時間在校等時間とする。ただし、イについては、当該教育職員の申告に基づくものとすること。

・ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間

イ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

ウ 休憩時間

(2) 業務を行う時間の上限等

在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とする。

ア 1か月について45時間

イ 1年について360時間

ア、イを原則としつつ児童生徒等に係る通常予見すことのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においても、1年間の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が720時間を超えないようすること。この場合においては在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が45時間を超える月は1年間に6月までとすること。

また、1か月の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月あたりの平均が、80時間を超えないようにすること。

3 学校における措置

(1) 教育職員が在校している時間は、タイムレコーダー等により計測するものとする。

なお、校外において職務に従事している時間についても、出張計画等により校長等が客観的に確認すること。

また、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと。

(2) 休憩時間や休日の確保等に関する鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の規定を遵守すること。

(3) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、次の事項に留意すること。

ア 在校等時間が一定時間を超えた教育職員の医師による面接指導については、「長時間労働による健康障害防止のための産業医等の面接指導実施要領」によるものとすること。

イ 職員の勤務状況及びその健康状況に応じて、健康診断を実施すること。

ウ 年次有給休暇についてまとまった日数連續して取得することを含めてその取得

を促進すること。

- エ 心身の健康問題については、「教職員電話健康相談24（公立学校共済組合）」、「メンタルヘルス相談、教職員よろず相談（県教育委員会）」等の相談窓口を周知すること。
- オ 必要に応じて、校長等は産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。

- (4) 「学校における業務改善アクションプラン（平成31年3月策定）」に基づき、学校に在校している時間の短縮や効率的・効果的な業務の推進など長時間勤務の削減方策等を推進していくこと。
- (5) 教育職員の在校等時間が規則で定める上限時間の範囲を超えた場合には、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと。

4 留意事項

(1) 上限時間について

規則は、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではなく、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として制定したものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであることに留意すること。

(2) 虚偽の記録等について

教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがないよう留意すること。

(3) 持ち帰り業務について

業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行うことは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。